

知って安心 民事調停（第3回）

Q 友人に貸したお金を返してもらいたいと思い調停を申し立てました。前回までの説明で民事調停の概要は分かりましたが、具体的にはどのようなことを聞かれるのでしょうか。

A お金を貸すことになった経緯、いつどこで、どのような方法で友人にお金を渡したのか、貸したお金は一部でも返ってきたのか、催促はいつ、どのような方法で行ったのかなど、お金の貸し借りの場面のことだけでなく、その前後の経緯も含めて幅広く事情を聞かれることになります。そのほかにも、双方がもともとどのような人間関係にあったのか、以前にも同様の貸し借りがあったのかなど、今回のトラブルをよく理解して適切に解決していく上で必要となる事情についても聞かれることになります。

Q 主張の証拠となるものとして、どのような書類を出せばよいのでしょうか。

A 契約書、借用書、念書などは友人との間で貸し借りの合意があったことの証拠になります。通帳や友人からの領収書は、友人にお金が渡っていることの証拠に、内容証明郵便やメールなどのやり取りは、友人に返還の催促をしていることの証拠になります。そのため、これらについては、早期に裁判所に提出することが望ましいです。

Q これまでの事情を正直に話し、証拠書類も全て提出しました。この後、調停はどのように進められていくのでしょうか。

A 裁判官と調停委員が、双方から聞き取った内容と証拠書類から、お金の貸し借りがあったと認められるかどうかを検討します。その結果を踏まえて、双方との調整を進めます。貸し借りがあったと認められる場合には、友人に返済の義務があることを前提として、友人の経済

状態も踏まえて返済の額や方法などを調整します。貸し借りがあったとは認められないが、何らかの理由で友人にお金が渡っていると認められる場合には、その理由も踏まえ、双方から経緯や背景の詳しい事情を聴いた上で、お金のやり取り以外の解決策も含めて調整します。

Q 売買や賃貸借、請負などの契約に関するトラブルの場合にも、調停で聞かれる内容や提出すべき書類は同様ですか。

A 契約に関するトラブルの場合、契約内容の聞き取りが必ず行われ、契約書などの提出が求められることとなりますので、お金の貸し借り以外の契約上のトラブルの場合にも、先ほど説明したことと同様のことを聞かれ、同様の書類の提出を求められることとなります。

(下野新聞 2 月 4 日より)